

金融広報中央委員会規約

- 第 1 金融広報中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資することをその目的とする。
- 第 2 中央委員会は、同委員会により加入が認められた各種団体（以下「委員団体」という。）の代表者、同じく加入が認められた学識経験者（以下「学識経験者委員」という。）及び日本銀行副総裁 1 名を委員として構成する。
2. 学識経験者委員の加入期間は、加入を決議した総会後の 2 回目の年度総会の終結の時までとする。ただし、再加入を妨げない。
- 第 3 中央委員会は第 1 に掲げる目的を達成するため次の活動を行う。
- (1) 広報又は消費者教育活動
 - (2) 調査研究活動
 - (3) 都道府県金融広報委員会への助成活動
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、第 1 の目的を達成するために必要と認められる活動
- 第 4 中央委員会の経費は、日本銀行の補助金、委員団体の分担金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第 5 中央委員会に、会長 1 人及び監査委員 2 人以内を置く。
2. 中央委員会に、副会長、顧問、参与及び特別顧問をそれぞれ置くことができる。
- 第 6 会長は中央委員会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 監査委員は中央委員会の会計を監査する。
4. 顧問、参与及び特別顧問は中央委員会の活動に関し会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。

5. 副会長不在のときは、会長があらかじめ定めた者が、その職務を代行する。

第 7 会長、副会長及び監査委員は委員の中から選任する。

2. 顧問、参与及び特別顧問は会長が委嘱する。

第 8 会長、副会長及び監査委員の任期は、選任を決議した総会後の2回目の年度総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

前任者の任期の途中で選任された会長、副会長及び監査委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 中央委員会の会計監査は委員以外の者にも委託する。

第 10 会長は毎年1回の年度総会及び必要と認めたときは臨時総会を招集する。

2. 次の事項は総会において決議しなければならない。

(1) 中央委員会の施策に関する基本事項

(2) 予算の決定及び決算(見込みを含む)の承認

(3) 役員の給与及び退職金に関する事項

(4) 新たな委員団体及び学識経験者委員の加入

(5) 会長、副会長及び監査委員の選任

(6) その他重要事項

第 11 総会の議事は、出席した委員(代理出席及び委任状を含む)の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは会長が決する。

第 12 会長は、適當と認めるときは、総会の開催に代え、書面又は電話により決議することができる。ただし、電話により決議を行ったときは、遅滞なく書面により委員の意思を確認しなければならない。

2. 前条の規定は前項の場合における決議についてこれを準用する。

第 13 中央委員会の事務局は日本銀行内に置く。

2. 事務局に関するその他の事項は会長が定める。

以 上

昭和 27.4.15 制定
昭和 42.3.29 改正
昭和 63.3.30 改正
(昭和 63.4.1 實施)
平成 13.3.29 改正
(平成 13.4.1 實施)
平成 14.3.27 改正
平成 15.3.27 改正
平成 16.3.30 改正
平成 18.3.24 改正
平成 22.4. 9 改正